

第 48 回 笛吹市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和 4 年 10 月 5 日（水）

午前 9 時 30 分～11 時 20 分

場所：笛吹市役所本館 301 会議室

【出席者】

久保田会長・高橋委員・土屋千委員・竹下委員・新沼委員・平原委員・深沢委員・石田委員・
芦澤委員・渡邊委員・雨宮委員・長田委員・鈴木委員・茂手木委員・土屋礼委員・霜村委員・
金井委員

アドバイザー：高木准教授

事務局：内藤センター長・石原・山浦・古屋・荻原・曾根・依田・河野・若野

【傍聴者】

篠原様（支援センターふえふき）

1. はじめのことば

（内藤）只今から第 48 回笛吹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。

2. 笛吹市地域自立支援協議会 会長あいさつ

（久保田）コロナの終息が見えず、これからも長期にわたり付き合っていくしかないと感じています。本日の会議での情報交換を通じて、前を向いて行動していただければ幸いです。

（内藤）それでは、本会のアドバイザーの高木先生からご挨拶をいただきたいと思います。

3. 高木アドバイザーあいさつ

（高木）先日、仕事で神奈川県に行く機会があり電車を利用しました。たまたま遅延があり、障がい者と思われる人がパニックを起こしていました。その時、駅員が駆けつけて状況を解決したのですが、こういう社会って良いなあ。と思いました。この後予定されている部会報告からの細かい内容も重要ですが、その後の目指す姿も考えていければと思います。よろしくをお願いします。

（内藤）早速議事に入らせて頂きます。

4. 議事～今年度の中間進捗状況について

（内藤）笛吹市自立支援協議会設置条例第 6 条 1 項に「会長が議長となる。」とありますので、久保田会長よろしくをお願いします。

(久保田) コロナ禍でもありますので時間短縮のため、ご発言者は要点をまとめてお願いします。それでは本会からお願いします。

①本会

(石原) 6月8日に本年度1回目を開催いたしました。コロナ禍という事もありオンライン併用で開催しましたが、意見交換が活発にできなかつたと意見が多数ありました。そのため、2回目以降は対面での開催を予定しています。

(久保田) 続きまして当事者・家族部会をお願いします。

②当事者・家族部会

(竹下) 当事者・家族部会では毎月1回会員が集まって話し合いをしています。今年度ここまで6回開催予定でしたが、コロナの影響で4回となっています。また、オンライン開催につきましては引き続き検討を予定しています。部会紹介チラシは広く市民団体への配布を予定しております。今後は救命救助の学習会を予定しており、AEDの使い方や構造について学びます。こちらは市と消防署も関係しますので調整しています。7月に予定していた市長との座談会はコロナの影響で延期となり、今月実施予定となっています。

(久保田) 続きまして相談支援部会をお願いします。

③相談支援部会

(鈴木) 第1回目は4月に市内在住の障がい者親子の自立に向けてどのように考えていけば良いかをテーマにオンラインで実施しました。第2回目は支援センター移転のため中止とさせていただきます。第3回目は8月に相談支援事業所ほほえみの小澤氏から事例提供をいただき、精神障がい者の親亡き後の課題について検討しました。次回は10月18日に虐待対応の研修を予定していますので、よろしければ皆さんもご参加ください。一部オンライン開催もありますので、参加が難しい方もご検討ください。場所は春日居福祉会館2階大広間になります。

(久保田) 続きまして児童部会をお願いします。

④児童部会

(荻原) 児童部会は7月に行いました。参加が4事業所と少なかったのですが、事業所の現状や課題について説明していただきました。特に放デイは対象年齢や発達課題に幅が生じますので、活動内容の工夫について各事業所から発表していただきました。また、今年度の計画として、卒業後の生活準備として在学中にできる事についての研修をあげており、実施

に向けて講師の選定や研修内容の検討を進めています。

(山涌) 児童ワーキングは昨年度から実施しておりまして、前回報告させて頂きました。今年度は、市内保育所に在籍している障がい児の実態把握を目的に、市内保育所にアンケート調査を依頼していきます。また、みるくらぶ山口氏への聞き取りも予定しており、2年間の結果としてこれらをまとめて、来年2月の本会で報告させていただきます。

(久保田) 続きまして事業所連絡会をお願いします。

⑤事業所連絡会

(古屋) 第1回目は4月27日に行いました。第2回目は今月を予定していますが、今日の時点で NEXCO 中日本からの作業依頼の連絡がありません。連絡があった際には事業所の方にお集まりいただき話し合いをさせていただきたいと思います。

(久保田) では続きまして委託相談連絡会をお願いします。

⑥委託相談連絡会

(山涌) 今年度はここまで4月と7月に実施しております。主に個別支援経過の共有と65歳以上の方の就労B型利用について検討しました。65歳以上の障がいのある方の介護保険への移行について、地域包括担当と連携して検討しています。今後は圏域の包括も交えて、笛吹市としての体制整備を検討していく予定です。

(久保田) では、計画相談連絡会をお願いします。

⑦計画相談連絡会

(曾根) 今年度は3回の開催を予定しており、6月27日に第1回目を実施しました。相談を受ける中で、相談当事者のみならず家族支援も並行して考えていく必要があるケースが増えています。各自がどのように対応しているのか、どんな所に苦慮しているのか、上手くいったケースについて2グループに分かれて話し合いをしました。

(久保田) これで各部会からの報告は終了しました。ここからはご質問やご意見があればお願いします。

質疑応答

(土屋千) 相談支援部会の報告の中に虐待研修の話がありましたが、周知用のチラシはないのでしょうか。また、参加することは可能でしょうか。

(鈴木) 今回の研修は部会活動の延長といった認識でしたので、チラシは作成していません。参加についてはどなたでも可能ですが、会場の都合もあり 50 名程度で予定しています。また、オンラインも併用して行いますので参加を検討していただければと思います。

(土屋千) ありがとうございました。

(雨宮) 先ほど高木先生からも話がありました授産品カタログの件になります。予算等諸事情があると思いますが、進捗状況を教えて頂ければと思います。

(石原) 部会での今年度の取り組み目標として、カタログの再考が挙げられています。後日開催予定の 2 回目の部会で具体的な方向性を確認して取り組んでいく予定です。

(雨宮) 今年度はまだ具体的に予算化といった段階ではない、という事でしょうか。ありがとうございました。

(久保田) 他にございませんでしょうか。

(鈴木) 当事者・家族部会に質問です。先ほど市長との座談会の話がありましたが、参加者が少ないという話を聞きました。告知は大丈夫でしょうか。

(石原) 現在の所 15 名の方が参加予定です。会場規模やグループ分けの関係で 20 名から 25 名程度を予定しておりますので、まだ若干余裕がございます。今週末を締め切りとしていますので、もう少し増えるのではないかと思います。

(久保田) ありがとうございました。

(土屋千) 委託相談連絡会で挙げた 65 歳以上障がい者の就労支援サービス利用の件ですが、家族会でも子供が 40 代 50 代の親からは子供が 65 歳になったらどうになってしまうのか。と関心が高い話題です。65 歳になっても働く希望がある場合には障害サービスが利用できるのか。また、介護保険の移行はどのように行っていくのか。2 点ご質問させていただきます。

(山涌) 65 歳になってもまだ働きたい、お金を稼ぎたいと希望される方も多くいらっしゃいます。一方で、就労支援は支援学校を卒業した生徒の就労訓練や日中活動の場としても重要な役割があります。就労 B 型に関しては、65 歳以上の方々の日中の居場所としての利用

を国が認めていますので、希望があり利用条件を満たすのであれば市として拒むことはできません。また、介護保険制度にも同様のサービスが用意されている場合は原則として介護保険を利用してください。というのが国の方針です。とは言っても現実に対応がケースバイケースになっている所もあり、この判断を計画相談員が1人で行うのは負担が大きいので、市としても包括支援センターと連携して判断の仕組みづくりを検討している所です。

(霜村) 65歳以上の障がい者にとって、どういうサービスを利用することが一番良いのかといった観点から、月に1度検討会をしています。1号被保険者は介護保険が優先となっています。しかし、介護保険には無いサービスや、介護保険の支給限度額を超過するような場合には障害サービスとの併用が認められています。実際の運用はケースバイケースの所もありますが、より丁寧に運用していく必要があると思います。

(古屋) 私が担当している方で、障がいと介護保険のサービスを併用している方が二人いらっしゃいます。お一人は69歳で生活介護とヘルパーを利用しています。ヘルパーに関しては、65歳を過ぎてからは介護保険から利用しており、利用計画は介護保険のケアマネさんを中心に作成しています。もう一人は74歳の方で、B型作業所に自家用車で通っています。

(依田) 私が担当している中にも移行時期の方がいらっしゃいます。この方は要支援1の認定を受けておりデイサービスの見学もしましたが、働きたいと希望されB型事業所を優先となりました。とはいえ、いつ何時ヘルパー利用が必要となるかもしれません。その際に問題となるのが介護保険のケアマネとの関係性です。関係性は一朝一夕にはいかないですから、今の段階から包括支援センターの職員にも相談に入ってもらい少しずつ関係性づくりを進めています。

(内藤) 行政職員の立場でお話をさせていただきます。以前、一般就労されていた障がい者が定年後に希望する職に就けない際に、障がい手帳があるからという事で、就労支援事業所を利用したいと相談に来られました。こういった場合に市が拒否することはできません。個人的な意見になりますが、就労支援サービスはあくまで一般就労へ向けての訓練として利用することが前提としてあると思っていますので、定年後の再就職として利用される事については葛藤があります。この点は現状制度に問題があると感じています。もう一つは、65歳になって移行を検討する際に、介護認定で非該当となる事があります。この場合には障がいサービスが継続となりますが、それで良いのかと葛藤があります。こういったケースの対応は、市だけでは解決できないと感じています。圏域マネジャーを通じて県の自立支援協議会に提案できるようであれば協議をしていただきたいと思います。

(鈴木) この話題は相談支援部会でも議論されています。この話題を制度という観点から話

し合うと、どの制度に当てはまるか、65歳になったからこっち、となってしまう。本来であれば、この方ができるのはどういった仕事かといった考え方をしたほうが良いのではないのでしょうか。計画相談員にはアセスメントを通じて本人に合う仕事を見つけられるようになっていただきたいです。

(久保田) 他にございませんでしょうか。

(土屋千) 以前提案させて頂いた入浴のワーキンググループの現状はどうなっていますか。家族会から提案させて頂いた経緯がありますので、こちらで出来る事があれば協力させていただきたいです。

(石原) この件に関しては、昨年度にお話をいただきまして、現在は圏域マネジャーにもご協力いただきながら検討している所です。

(渡邊) 峡東圏域の生活介護連絡会や地域支援連絡会でも入浴に関して話し合いをしています。圏域マネジャーや基幹にもかかわっていただきながら、引き続き検討していく予定です。検討結果は後日ご報告をさせていただきます。

(鈴木) 施設の入浴状況についてお話させていただきます。社協で運営しているスマイルー宮は入浴ができる設備が一つしかありません。介護保険のデイサービスの利用人数の方が多いので、入浴も優先になっています。施設が開設した当初は、障がい当事者からの期待が大きかったのですが、内情は厳しいです。

(土屋千) 施設での入浴時間帯と1日の中で高齢者と障がい者の利用割合を教えてください。

(鈴木) 施設の職員体制から入浴に関われる時間帯は大体10時から11時半頃まで。機械浴となると一人当たり20分はかかりますので、1日5人から6人くらいが限界になります。また、一般浴では同時に3人までとしています。その日の状況によって工夫をしながら入浴支援を行っています。

(土屋千) 実際に機械浴を利用されている障がいの方は何人いらっしゃるのでしょうか。

(鈴木) 障がい者は通所自体が不定期ですし、入浴も利用したりしなかったりですから入浴予定に上手く当てはまらないところがあり、決まって何人とは答えられません。

(土屋千) わかりました。ありがとうございました。

(久保田) 他にございますか。無ければ、高木先生からまとめをお願いします。

(高木) 障がい理解の促進ですが、これは県レベルで取り組んでいくテーマです。高等学校の教育要領では精神疾患があげられており、精神障がい当事者について学んでいます。こういうところに障がい当事者が介入していき、障がいを伝えていく事も重要です。もう一つは、各部会からの報告を聞くと、相談員の方々が情熱をもって相談業務をされていることが伝わりました。しかし、外部の人には何も伝わっていません。それは情報がないからです。これまで、障がい者の親亡き後の問題を考えてきたのは親でした。近年は少しずつシフトしていますが、これからは障がい当事者が親亡き後や親が亡くなった時の事を考える必要があります。その際には皆様の知見を活かして、どうすればよいのかを当事者に示していただきたいと思います。この時重要なのは、親が亡くなった時には何処と何処に連絡をすればよいのか。と具体的にやる事を示していただきたいです。それにより安心して準備することができます。

(久保田) ありがとうございます。高木先生からのアドバイスも今後に活かしていただきたいと思います。それではこれで議事を終了させていただきます。

5. その他

(内藤) 防災について支援センターふえふきの鈴木所長よりご説明いただきたいと思います。

(鈴木) 笛吹市では平成 23 年頃から障がい者の防災に関する取り組みが始まり、3 年前には研修会に形を変えて、これまでの振り返りを行いました。その中で災害時に障がい者が避難所に入るとやる事がなくパニックを起こしてしまう事例や、他の避難者に迷惑がかかるからという理由で自宅に戻されてしまう事例もありました。そんな事で良いのだろうか、そもそも障がい者は避難の対象であって避難所に居なければならない存在なのだろうかと思い、社協内で検討を行いました。その結果、防災ボランティアセンターに障がい当事者がボランティアとして関われないかと考えて、試しに昨年行われた山梨県地震防災訓練に当事者の新沼さんと松本さんにも参加していただきました。資料②はその記録になります。新沼さんは参加してみていかがでしたか。

(新沼) 段ボールベッドの作業のような体力を使う作業は思っていた通りできました。しかし、事務的作業で字を書くことや大勢の人がいる状況での作業は苦手です。自分ができる事であればこれからも参加したいと思います。

(鈴木) 私も障がい者全員が参加できるとは思っていません。参加が難しい方には違った形で関わっていただければ良い。と思って今回試しに行ってみました。

(内藤) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の参加の様子を鈴木所長と当事者として参加された新沼さんからご報告していただきました。

(長田) チラシはご用意しておりませんが、成年後見制度の一般市民向け公開講座を予定しています。今回はテレビ「行列のできる法律相談所」に出演されている菊地幸夫弁護士をお招きして講演をしていただく予定です。日時は10月14日金曜日の19時から20時20分で、会場は一宮桃の里ふれあい文化会館になります。100名程度の定員で現在80数名の申し込みがあります。

(内藤) チラシが欲しい場合はどうしたら良いでしょうか。

(長田) 私の手元に数枚ございますのでお渡しできます。また、お声掛け頂ければご郵送させていただきます。

(内藤) それでは、ウオークラリーについて療育コーディネーターの渡邊さんをお願いします。

(渡邊) 山梨市と笛吹市で共同して行っている峡東地区野外療育活動を考える会の主催になります。開催日は10月30日で大雨でなければ決行の予定です。場所は万力公園せせらぎ広場、時間は2部制になりますが2回とも同じ内容です。参加費は1家族500円になりますがお土産がつきます。カピパラの絵を描きますのでクレヨンや色鉛筆を持参してください。申し込みはくるま座相談支援事業所の廣瀬さんになっています。

(内藤) 本日は長時間にわたりありがとうございました。本日の協議内容や高木先生からのコメントを生かしながら、今後も第4次障害者基本計画に基づき施策を進めていきたいと思えます。

以上を持ちまして、第48回笛吹市自立支援協議会を終了とさせていただきます。次回の協議会は令和5年2月13日の開催を予定しておりますのでご参加をお願い致します。